

市民とともにたたかった橋本市の水道問題

市民の力が市政を動かす—体現した確信と今後の課題 次なるたたかいへ住民自治を本物に

橋本市水道問題を考える会 中村尚史



報告する中村尚史氏

昨年12月8日、橋本市水道問題を考える会は「橋本市上下水道事業について語る会」を開催しました。中田会長は挨拶で会の立ち上げ（5月）から7か月がたち、中間総括するに当たって皆様からのご意見を聞く機会を設けたと「語る会」の主旨について述べました。又、この間の運動を通じて痛感したのは「黙っていても何も変わらないということ」だったとしました。更に充分ではないとしても市当局を市民の力を結果して追いつめ一定の成果を上げることができたと評価しました。

根本にある更新計画の見直しを言及させたことなど今後の課題も明確になったと。市民の皆様と力を合わせ粘り強く乗り越えていきたいとして挨拶を閉じました。会としての報告は中村尚史氏が行ないました。

（文責・自治研九鬼）

まず最初に、橋本市の水道料金問題とは何かということ。県内各地の水道料金（次ページ左上の表）の比較すると市の中では橋本市が一番高いです。国の方でも料金の比較するときは大体20立方メートルで比較して

いますので、20立方メートルで比較すると、3560円ということになります。一番安いところは田辺市で2160円、1.5倍ぐらいの差があります。随分大きな負担になっています。近くの紀の川市や岩出市と比べても、600円から1200円ぐらいの差があるわけです。基本料金1780円というのは、大阪府と和歌山県の中で3番目に高い。基本料金が高いということは、水使っても使わなくても高い料金払わなければならぬということです。橋本市の水道料金が高い大

きな要因になっています。なぜ基本料金が高いのかということ。人口16万人想定と大滝ダム問題

水道料金の高い理由の第1は、過大な開発計画による設備投資です。昭和40年代に住宅開発を視野に入れて、16万人の人口、給水人口14万4000人というべらぼうな計画を立てました。当時の橋本市の人口は3万人、人分の取水するための管を通してあるわけです。それから浄水場も、当初は浄水するための池を3つ作る予定だったのが2つになりました。それでも10万人分ぐらいの池をつくったわけです。そんなことで、過大な施設に投資してきたということが1つあります。それから第2は、大滝ダムです。当初の建設費の16倍になったということで、橋本市の負担も16倍になりました。当初6億数千円で済む予定が、106億円ぐ

目次

市民とともにたたかった橋本市の水道問題
市民の力が市政を動かす—体現した確信と今後の課題
次なるたたかいへ住民自治を本物に
橋本市水道問題を考える会 中村 尚史 1

沖縄県嘉手納基地と普天間基地を訪ねて
橋本市職員 石井富美夫 5

身近なニュースコーナー
「橋本市水道問題を考える会」と「紀の川市の水道問題を考える会」の懇談 7

シリーズ「若者から見た現代社会」①
私がなぜ政治活動に目覚めたか
和歌山大学 平見 真由 8

わかやま住民と自治

発行／和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2020年3月号

県内各市の水道料金 (単位：円)

事業体名	基本料金	10㎡	20㎡
橋本市	1,780	1,780	3,560
紀の川市	1,029	1,440	2,980
岩出市	1,080	1,080	2,370
和歌山市	756	972	2,484
海南市	1,371	1,371	2,741
御坊市	1,080	1,185	2,375
有田市	972	1,317	2,505
田辺市	1,188	1,188	2,160
新宮市	1,080	1,080	2,700
平均	1,148	1,268	2,653
平均との差	632	512	907

らいのお金をつぎ込むことに、要するに100億円も負担増になったということ。これは国に責任があるとあります。そのために莫大な水道料金や税金が投入されました。もちろん国からの補助金なんかもあるわけです。こういう過大な設備や、水の確保のためのお金が必要になってきたということが、基本料金が高しし使用料金も高いという背景にあるということだと思えます。

橋本市の水道料金は高いと思っている人がたくさんいます。特に大阪から越してきた人はそう感じると思えます。大阪府の中で一番低いのは大阪市らしくて、大体、田辺市並みで210

0円ぐらいです。大阪府下でも3000円になるようなところはあまりないと思います。だから高いと思っっている背景にはそういうことがあるということ。施設が限界、50年で550億円要ると

施設が限界、50年で550億円要ると

そういう状況がある中で、市は、施設が老朽化していることや、耐震化がまだ行われていないところがあるということを理由に、これ以上、古い施設を使っていることはできない、延命は限界に近づいているという言い方をしています。例えば浄水場は築40年たつているといって、この間行われた説明会の資料には「限界に達すると蛇口から水が出なくなりまして」と書いてありました。だから説明会では、「これは脅しですか」という声もたくさん聞かれました。市議会に出された資料では、50年間で550億円要ると、50で割ったら年11億円の費用が要る。20年間で

当面195億円の費用が必要。これを賄うためには水道料金を22パーセントぐらい上げないといけない。そういう答申が去年、水道審議会から出ています。それに基づいて値上げの案が出てきたということ。市民ないがしろに生活成り立たんの声

市民ないがしろに生活成り立たんの声

何が問題かと言えば、1つは、市民ないがしろにした提案だということ。どこの説明会会場でも出たのが、年金生活でこれ以上公共料金が上ったら生活が成り立たん。それから国民健康保険税含めて公共料金が高すぎる。それでも上げるんですかとの声でした。それから旧高野口町では、独立してあった水道事業を廃止して、橋本市の水道事業に統合されたことによつて、料金上げられました。更においしい井戸水も飲めない。もう踏んだり蹴ったりやといった怒りの声が上がっています。旧高野口町地域の皆さんからは、何と

してもこの計画はやめてほしい。料金アップだけではなくて、水道事業そのものを直してほしいという切実な声もたくさん出ていました。そういうことも含めて、市民の声をないがしろにした提案がされているのではないかと。ある区長さんは、水道管をつなげる工事をやるに当たって、区民の同意が要るということ。区長さんの判子を押ししてほしいと言われたけども、住民の皆さんの同意がなければ判子は押せないと言つて、判子を押しすのをためらっているという発言もありました。そういう市民の思いをきちんと汲み上げて提案してきているのか聞いています。

更新計画は妥当か

2つ目は、更新計画そのものの妥当性に疑問があることです。いろんな施設、1つ1つ見ていくと、経過年数が20年未満の設備もたくさんあるわけです。それ

をすべて更新するというところで、当初の金額を出してきています。昨日(12月7日)、近畿の水問題合同研究会のシンポジウムがあり、浜松市の報告がありました。浜松市は人口が橋本市の12倍です。浜松市の更新計画にかかる50年間の費用は、2900億円です。橋本市の人口の10倍以上のところ、50年間で2900億円なのに、橋本市は550億円で見積もっています。単純に比較できないかも分かりませんが、10分の1で250億円ぐらいです。550億円ということとは倍以上ということになります。8月の経済建設委員会で議員さんが、浄水場の更新に30億円かかるというけど、それはどうやって出したかと質問したときに、市の当局が答えたのは、1つは、業者の見積り、もう1つは、これまでの実績、3つ目にカタログの値段と言いました。まあ普通考えてカタログの値段そのままというのは考えられない。普通は相見積りを

をすべて更新するというところで、当初の金額を出してきています。昨日(12月7日)、近畿の水問題合同研究会のシンポジウムがあり、浜松市の報告がありました。浜松市は人口が橋本市の12倍です。浜松市の更新計画にかかる50年間の費用は、2900億円です。橋本市の人口の10倍以上のところ、50年間で2900億円なのに、橋本市は550億円で見積もっています。単純に比較できないかも分かりませんが、10分の1で250億円ぐらいです。550億円ということとは倍以上ということになります。8月の経済建設委員会で議員さんが、浄水場の更新に30億円かかるというけど、それはどうやって出したかと質問したときに、市の当局が答えたのは、1つは、業者の見積り、もう1つは、これまでの実績、3つ目にカタログの値段と言いました。まあ普通考えてカタログの値段そのままというのは考えられない。普通は相見積りを



「語る会」の会場風景

して、実際にはそれより下がるというのが普通だと思えます。だから、きっちり計算されたのか、計画そのものがずさんではないかと考えられます。

下水道も過大設備

それから下水道についてですが、去年(2018)の7月に下水道審議会の答申が出ています。その答申の中に、橋本市は処理場を独自で持たないで、和歌山県の流域処理場を使ってい

るために県に1立方メートル当たり113・55円の負担金を払っている。これは使用料収入の3分の2を占める割合です。料金収入に占める負担金の割合が高い

要因は、実態との乖離による人口増加を想定した全体計画の過大さと、紀ノ川水域の保全を目的とした高度処理などがあるということです。ここでも人口増加を想定して大きな管を引いたことが負担金に跳ね返っているといっています。つまり県の政策に追随した下水道事業をやってきたのではないかなと思います。そういうことで、県にも負担金を下げてもらうように申し入れるべきみたいなことを書いてあります。

もう1つは、受益者負担主義です。水道とか下水道というのは、基本的な市民の生活を守るために必要なもので、特に水がなければ生きていけないわけですから、これは人権問題です。最低限、必要な水は、行政が保障するというのが本来の在り方だと思います。し

かし、使っている者が責任持って金を出せという受益者負担主義の考え方でやってきています。本当言えば、税金を使って当然です。

特に上水道はこの家にも引いているので、全市民の課題になるんですが、下水道は、流域下水道を使っているところは、橋本市では4割ぐらいなので、下水に金がかかれば下水使っている者が払えよという声があつぱり出てくるんです。市もそういうことに同調するような言い方をします。そのことが市民の分断を助長することになります。下水道料金の値上げ問題が、市内全域に広がりにくい背景にはそういう受益者負担主義があると思っています。今まで言ってきたような過去の失政が市民に負担を課していると思えますが、そのことについての反省がないままに、またお金かかるから料金上げますということでは、市民に負担を押し付けるだけの政治が繰り返されることになるのではないかと考えています。

市拡張計画では 現行料金維持を表明

これは、橋本市だけの問題でなくて、国の政策が背景にもあるということですが、市が独自につくった第5次拡張計画には、安心安全で安価な水を提供するのが市の役割と書いています。平成21年度から平成37年度で予定していた当初の第5次拡張事業の実施中だった平成25年の市水道事業懇話会の意見書では、当面は現行料金を維持されたいとしていました。その上で、17年間において老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化などに取り組む第5次拡張事業を推進、経年管の更新、機械設備更新、電気設備更新、高度浄水処理などに多額の費用を要するが、ダウンサイジングに配慮しつつ、これまでの内部留保資金を活用して、安全でおいしい水を発展的、効率的に供給するために、計画通りに推進していくべきであると。当初は値上げという

ことを考えずに、管の更新とか機械の更新とかすると考えていたわけです。市の水道会計には積立額が、今年また増えて、30億円ということになっていきます。こうした資金も有効に活用しながらやっていけば、今すぐ値上げをするという状況にはないというのが我々の見解です。

そもそも値上げしないと申っていたのに、値上げすることになったのは、厚生労働省からアセットマネジメントということで、長期的な計画をもう1回立てなさいという指導が来たためです。その中で、この値上げが急に出てきたということです。あと、一般会計から基準外の繰入をすることは許さないという国の強い指導の下で、料金を上げていくという仕組みがつけられたということだと思います。

水道問題を考える会 の取り組みと到達点

考える会の取り組みです



料金値上げストップ集会 (9/11) 市役所附近

が、署名に取り組みました。最初の署名は3200筆を超えて集まりました。学習会も3回行いましたし、ビラは地域配布と新聞折り込みしました。大体、住民の3人に1枚以上届いたと思います。あと街頭宣伝や駅頭の宣伝、スーパリーの前や市役所の前、交差点での宣伝、それから市役所前での集会もやりました。説明会にも参加しました。マスクにも記者会見したり資料を送ったりしました。あと会の見解について言及した新聞社もありました。

この間の到達点ですが、1つは、6月議会で料金改定案の継続審議と、それから下水については提案を否決したということです。当局提案を否決したというのは、市政の歴史でも珍しいことかなと思います。そうした背景には市民の声の高まりがあつて議会を動かしたということではないかなと思います。

それから料金改定は、値上げそのものをストップできませんでしたが、料金改定額を半分に抑制できた。当初、22パーセントぐらい上げると言っていたのを、税別で9パーセント、消費税2パーセント足して、11パーセントアップということとで減額させたということ、5立方メートルまでの区分をつくらせました。残念ながら5立方メートルは10立方メートルの半分にはならなかったけれど、5立方メートルまでの使用量であれば、実質は上がらないということだと思います。あと料金改定の実施時期を6か月延期させたこと。

大きいのは、再構築計画を見直すとか、5年後の料金改定を再検討するというところで、これも9月の議会で当局が回答をしていますが、これを実際に実施させていくということが今後の私たちの運動の課題にもなると思っています。

下水道料金については、この12月議会に再提案というところで、上水道と連動して5立方メートルまでの区分をつくるということ、それから上げ幅を10立方メートルで100円、それから従量制の1立方当たり10円引き下げるといような再提案になっているということです。

市を追い詰め 議会を動かした力とは

上水道については、9月議会で保守系の議員も含めて5人が反対するというところで、運動の広がりや一定つくつたと思っています。市民の中には水道料金高いという思いがあつたにしても、それを表現する場、ま

た当局にぶつける場というのはなかったと思います。そういう場をつくつたという意味でも大きかったのではないかなと思っています。そのことが議会を動かしたということだと思います。そんな中で、私たちの会がつくつたビラを持って発言する人もおりました。やっぱり事実を知らせていくということが大事だと思っています。それはやっぱり民主主義の課題だということ、市民が主人公の市政、そういうものにしていくという立場を貫いていくことが大事かなと思っています。

今後の取り組みとしては、市の水道事業の在り方を根本から見直す必要があります。そのためには過去の政策についての総括が欠かせないと思っています。また市民の声を生かすことや、科学的で合理的なシステムを構築すること、が、持続可能な水道事業としていくためには必要だと思っています。そのためにも住民が賢くなるとともに

我々自身も学んでいく必要があると思います。また、更新計画の見直しに当たって市民の声を反映させなくてはなりません。そういう意味では、自治と協働をはぐむ条例というのが去年(2018)の9月にできています。条例も全部が全部いいとは言いませんが、その趣旨を理解して運動に活かしていくことが、必要ではないかなと思っています。

国にも責任ありの声を

もう1つは、生存権に関わる問題なので、国が財政支援をすることが必要だと思っています。少子高齢化が進んでいく中で、自治体だけに責任を負わせるというのではなくて、基礎的なところは国が保障するという仕組みづくりを国にも求めていくことが大事なのではないかなと考えているところです。そういうことを課題として今後の取り組みを進めていきたいと思っています。

沖縄県嘉手納基地と 普天間基地を訪ねて

橋本市職員 石井 富美夫



石井富美夫氏

今回は各地の米軍基地などを訪ねている橋本市職員
石井富美夫氏から、昨年12月に沖縄の嘉手納基地と普天
間基地を訪ね、基地の状況や課題などについての投稿を
していただきました。

嘉手納基地について

嘉手納飛行場は、沖縄県
中頭郡嘉手納町・沖縄市・
中頭郡北谷町にまたがるア
メリカ空軍の空軍基地です。
総面積は、19・95km²。3、
700mの滑走路2本を有
し、約100機の軍用機が
常駐する極東最大の空軍基
地です。滑走路においては
成田空港や関西空港と遜色
なく、日本最大級の飛行場
の一つで面積においても、
羽田空港の約2倍でかつて
はスペースシャトルの緊急

着陸地に指定されていまし
た。沖縄周辺の空域の航空
管制については、沖縄の返
還後も、「日本国政府がこ
れらの飛行場へのリーダー
進入管制業務を提供できる
までの暫定期間中、これら
の飛行場に対する進入管
制業務を行う」として、当
飛行場設置の沖縄進入管
制区（Okinawa Approach
Control）、当飛行場の上空
約6000m・半径約90km
および久米島上空約1500
m・半径約55kmの空域。
ただし、当飛行場および那
覇飛行場、普天間飛行場の
各管制圏を除く。）の管制
官が担当してきました。現
在は国交省の那覇進入管制
区空域です。嘉手納飛行場
は米空軍の専用施設であり、
戦闘機をはじめとする多数
の軍用機が常駐し軍人・兵
士以外にもその家族や、軍
の業務に関係する民間企業
の従業員など多数の人員が

所属しているた
め、周辺地域に
与える影響はき
わめて大きいと
されています。
その一つが騒
音問題で離着陸
時の飛行コース
は、民間地域の
上空をも通るた
め、周辺地域で
は日常的に騒音
に悩まされ嘉手
納基地騒音訴訟
として、音軽減
を要求する内容
の訴訟も提起さ
れました。19
96年に日米両
政府が合意した「航空機騒
音規制措置」では午後10時
から午前6時までの飛行、
地上活動の制限が定められ
ていますが、米軍の運用上
の必要があれば除外できる
とする規定があり、十分な
解決策になっていません。
また、航空機墜落の危険性
が高く、嘉手納飛行場所属
機の、民間人も通常立ち入
り可能な地域への墜落事故
は、1994年に戦闘機墜



嘉手納基地

落事故があります。件数は
少ないとしても、住民の不
安を解消するには至ってい
ないのが現状です。
また、汚染物質の漏出が
2007年5月に航空機燃
料の取り扱ひ不手際によ
り、約8・7キロリットル
の漏出があり1960年代
から1970年代の間に
PCBを含む廃油を溜池
に投棄していたことも明ら
かになっています。これら



嘉手納基地 この日は、コブラボールが北朝鮮へ向けて飛行しました



嘉手納基地の偵察機 北朝鮮まで飛行した。

の汚染に関し、日米地位協定の定めにより、日本側の調査権は著しく制限され地下水は上水道の水源でもあり、これらの汚染物質による環境汚染が懸念されています。

ただし、米軍専用施設があることによって、基地周辺整備資金あるいは基地交付金、調整交付金という名目で、国から周辺自治体に補助金が支払われ米軍基地への協力という国策への貢献を政府与党が評価して、振興策が提起されることも

あるのに加えて、通称「軍雇用員」と呼ばれる、米軍が採否を決定し人件費は日本政府が負担する職種があります。これは公務員と同等の待遇であり、失業率の高い沖縄県では安定した就職先の1つとして重視されています。さらに、基地内の土木建築工事の請負や物品の納入販売などの経済活動などもあり数万人の隊員およびその家族、基地職員による消費は、地元経済にとって無視できない規模であることも事実です。

普天間基地について

普天間基地は宜野湾市にあり、市の面積の約25%にあたります。宜野湾市は過去に発行した広報資料にて那覇都市圏を構成する沖縄県の中でもっとも人口が過密な地帯の一部であり、普天間飛行場、キャンプ・フオスター（面積：160ha）、陸軍貯油施設（面積2ha）を除くと使用可能な地域の面積が1294haとなり、横田飛行場周辺自治体の人口密度に概ね相当します。

基地の周りに住宅地が密集している状況にあり「世界一危険な基地」とされていますが、これについては二つの側面があります。ひとつは、普天間基地の周辺は沖縄戦での激戦地区で戦後は、日米両軍の不発弾の埋もれた危険地域であり、米軍により不発弾処理がなされたあと、民間人の収容所として確保されました。もうひとつは、基地建設後、本土復帰以降に顕著

となった日本政府の思いやり予算に則した基地行政などにより、周辺住民が基地に依存した地域社会を形成し現在のような住宅密集地域となったという点です。ただし、那覇市のベッドタウンとして発展しており、那覇へ近い南西側の海浜地区の発展が著しく、普天間基地は市の発展に地勢的に蓋をしているという意見もあります。

本飛行場に関わる

主な航空機墜落事故は機体トラブルによる緊急着陸や不時着、機体部品の落下事故等があり、この間の墜落事故による死亡者は全て米兵ですが、民間人の死亡者を伴うような重大な事故の危険性が指摘されています。実際に那覇空港滞在中や那覇市内に空港上空や市内上空をオスプレーが飛んでいました。音の大きさは通常のヘリコプターより遥かに大きく雷のような音に



普天間基地のオスプレー

感じ、民間機は那覇空港を飛び立つと大きく西に旋回し嘉手納の上空を避けるように関西や関東方面に飛んで行く姿が現状を物語っているように感じました。但し、マスクミが必要に墜落が多いかのような報道を行い、県民の不安を煽る事も現代では問題となつています。しかし、実際に見て、肌で感じるにより現在の状況が分かることができました。

身近なニュースコーナー

「橋本市水道問題を考える会」と 「紀の川市の水道問題を考える会」との懇談

(1) 2020.2.5 紀伊民報 昭和21年7月10日第3種郵便物認可

論

水道管の老朽化

課題山積、住民も関心を

先日、紀伊民報（紀南地方のローカル新聞）を読んでいると1月の和歌山市内の断水問題を契機とした紀南地方の水道管の老朽化問題が掲載されていました。やはり、断水問題は大きな衝撃を与えているようです。このような身近な問題を利用して、国や行政は水道の大規模な工事や水道事業の民営化を進めると同時

に、住民に受益者負担を押し付けてくること予想されます。橋本市や紀の川市でも水道問題が大きな問題になり、水道料金の値上げ問題等で住民運動が取り組まれています。自治体問題研究所では、1月末に紀の川筋の水道問題について、和歌山自治労連とともに「橋本市水道問題を考える会」と「紀の川市の水道問

題を考える会」の両事務局長に呼びかけて懇談をしました。その中で、どこの地域でも起こってくる問題であり、紀の川市や橋本市では数年後にはまた値上げ問題が出てくると予測されるため、今後、みんなで協力して学習会など具体的な取り組みについて話し合っていくことになりました。



懇談会の様子

先日、和歌山市で起きた大規模断水騒ぎは、水道が住民にとって欠かせないライフラインであることと改めて実感させた。同市は1月16日、水道管の漏水修繕工事のため19日夜から最長3日間断水すると発表。対象は約3万5千世帯約8万人に及び、営業を見合わせる店舗が多数出たりするなど、混乱が広がった。工事を始めると細い枝管からの漏水と判明、大規模断水は回避された。しかし、広報が遅れたことについて、尾花正啓市長が陳謝。自身の給与カットも口にした。

騒動の根本にある問題は、水道管の老朽化だ。法定耐用年数とされている40年を超えた水道管の割合を示す「経年化率」は、全国平均14・8％（2016年度）。高度経済成長期に整備された水道管が古くなっていく一方で、更新が進んでいないからだ。全国共通の問題であり、今後、どの自治体でも起こる可能性がある。田辺市では総延長約850キロメートルの水道のうち、約110キロメートルが法定耐用年数を超えている。しかし、18年度に更新された水道管はわずかに2・5％。修繕工事はこの数年、年間100件程度あるが、更新はほとんど進んでいない。

原因の一つが財政的な厳しさ。人口が減少するにつれて給水人口が減り、料金収入も減少する。節水意識の高まりで、1人当たりの使用量も減っている。田辺市が19年に策定した「新水道ビジョン」によると、市の27年度の給水人口は17年度と比べて6千人余り減少し、収益的収支は25年度以降に赤字になる見込みだ。さらに大規模地震に備えた耐震化や技術職員の不足など、課題は山積している。こうした現状を背景に、水道事業は転換期を迎えている。

18年12月には、自治体が認可を受けたまま運営権を民間企業に委託する「コンセッション方式」の促進を盛り込んだ改正水道法が成立。隣り合ういくつかの自治体で水道事業を運営する「広域化」についても検討を促している。しかし、水道料金や設備は自治体ごとに大きく異なり、経営統合へのハードルは高い。県が設定した「田辺・西牟婁圏域」（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）の5市町で見ても、10立方メートル当たりの家庭用水道料金には2倍近い開きがあり、調整は容易ではない。老朽化は水道管に限った話ではない。高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋、トンネルなどの公共施設は、次々と更新期を迎えている。田辺市の「公共施設等総合管理計画」（17年策定）によると、市内に約700ある公共施設のうち半数ほどが築30年以上で、現状と同規模で維持するには16・55年度の40年間で改修などに年間約83億円がかかる見込みという。人口減少が加速する自治体にとって大きな負担になる。

水道だけでなく道路や橋などを含めた公共の資産をどう維持していくか。自治体任せではなく、住民が関心を持つ時だ。（H）

シリーズ「若者から見た現代社会」①

私になぜ政治活動に目覚めたか

和歌山大学 平見 眞由



平見眞由氏

「若者から見た現代社会」というテーマで、和歌山大学の学生さんに寄稿して頂くことになりました。できればシリーズ化していければと考えています。今回は平見眞由さん（ペンネーム）からの寄稿です。

私は普段、大学の教育学部で学びながら、傍らで政治の学習もしている。とはいえ、昔から政治に興味があったわけではない。むしろ「今時の若者は」と言われるほどに、全く興味がなかった。文系のくせに社会科が最も苦手で、テレビも見ない性分だったため、社会で何が起きているのか全然知らないという有様だった。

その私が政治に興味を持ち始めたのは、両親の離婚と父親との絶縁、そしてフェミニズムとの出会いがきっかけだ。結婚後はずっと専業主婦として生きてきた母が、父と別れて、私と母

は社会的弱者が自立して生きることの難しさに直面した。でも世の中には我慢しなればならないことが山ほどある——半ば諦めかけていたとき、好きな海外映画を紹介して、フェミニストたちと出会った。

彼女ら（あるいは彼ら）は、人権問題に人一倍敏感だ。裁判で出た判決をSNSで拡散し、デモを応援し、また自ら参加することもある。現行の法律におかしいところがあれば、問題点を発信する。感情的な発言が目立つところもあるが、それでも「耐え忍ぶだけではなく、世の中を変えたい」という強いメッセージに、私は心を打たれた。こうして、私は政治の世界に足を踏み入れることにしたのだ。

——と、自己紹介がてら「私になぜ政治活動に目覚めたか」という話をしたわけだが、せっかく「フェミニスト」という単語を出し

たので、私が今フェミニスト見習いとして注目しているデモの話をしたい。その名も「フラワーデモ」である。

フラワーデモは、ざっくり言うと性暴力根絶を目指すデモだ。2019年3月に相次いだ性暴力事件の無罪判決を受けて、その年の4月11日から始まった。以降も毎月11日、定期的に開催されている。

開催場所は東京から全国へ広がり、今年1月11日には地元・和歌山でも開かれた。残念ながら私は参加できなかったのだが、フラワーデモ開催のニュースのおかげで、性犯罪に関する刑法規定の問題点を学ぶ機会が得られた。

刑法性犯罪は直近で2017年6月に改正されている。が、正直「改正されてなおこれかい！」という気持ちだ。色々問題はあるが、特に腹立たいのは「暴行脅迫要件」と「性交同意年齢は13歳」という規定。要するに、「暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない」「13歳以上

の被害者には成人と同じ暴行脅迫要件が適用される」ということである。不同意でもOKどころか、13歳なんて。

そもそも義務教育中は性行為の話が半分タブー扱いされているくらいだ。普通、13歳を基準にすることのおかしさには気付くだろう。リスクを完全に理解しているとは言えない未成年の子に対し、「罪に問いたきゃ抵抗してね」なんて、あまりにも酷すぎないか。海外と比べてアレコレ言うのは好きではないが、イギリスなどでは不同意で罪に問うことが出来る。また同意年齢が16歳になっているところも多い。日本は先進国だと言われるわりに、他国に後れを取っているのではないだろうか。

こういうところ一つとっても、おかしな社会だなあと思うのだ。ちなみに刑法は2017年の三年後、すなわち2020年に見直しされる予定らしい。見直しを確実にするため、私たちが主権者として活動していかなければならない。